

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（第二条関係）	59
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第三条関係）	64
四	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）（第四条関係）	69
五	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第八条関係）	85
六	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（抄）（附則第九条関係）	87
七	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）（附則第十一条関係）	88
八	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）（附則第十二条関係）	90

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

		<p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	
道府県	一〇七略 八 補正予算債償 還費	測定単位	平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費

現行

		<p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	
道府県	一〇七略 八 補正予算債償 還費	測定単位	平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費

市町村	
<p>九 地方税減収補填償還費</p> <p>十 財源対策債償還費</p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>十四 国土強靱化^{じん}施策債償還費</p>	<p>一〇 略</p> <p>九 補正予算債償還費</p>
<p>の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成十八年度から令和七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>平成十七年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>平成二十五年から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化^{じん}施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方</p>

市町村	
<p>九 地方税減収補填償還費</p> <p>十 財源対策債償還費</p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費</p> <p>十四 国土強靱化^{じん}施策債償還費</p>	<p>一〇 略</p> <p>九 補正予算債償還費</p>
<p>の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>平成二十五年から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化^{じん}施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方</p>

2
略

十 地方税減収補 填償償還費	平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債に係る元利償還金
十一 財源対策債 償還費	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十二・十三 略		
十四 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十五 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	

2
略

十 地方税減収補 填償償還費	平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債に係る元利償還金
十一 財源対策債 償還費	平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十二・十三 略		
十四 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十五 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇二十略 二十一 高等学校の教職員数	道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係	人

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇二十略 二十一 高等学校の教職員数	道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係	人

<p>二十二〇三 十九 略</p>	<p>る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。</p>
<p>四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金</p>	<p>(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）</p>
<p>千円</p>	

<p>二十二〇三 十九 略</p>	<p>る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。</p>
<p>四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 に係る元 利償還金</p>	<p>(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）</p>
<p>千円</p>	

四十一 略	
四十二 平成 成六年度 から平成 十年度ま での各年 度におい て国の補 正予算等 に係る事 業費の財 源に充て るため発 行を許可 された地	<p>動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金</p> <p>(3) 略 (6) 略</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成六年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金</p>
	千円

四十一 略	
四十二 平成 成五年度 から平成 十年度ま での各年 度におい て国の補 正予算等 に係る事 業費の財 源に充て るため発 行を許可 された地	<p>動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金</p> <p>(3) 略 (6) 略</p> <p>国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成五年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金</p>
	千円

方債に係る元利償還金	四十三平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十七年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額	千円
方債に係る元利償還金	四十七平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十七年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円

方債に係る元利償還金	四十三平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十七年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額	千円
方債に係る元利償還金	四十七平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十七年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円
方債に係る元利償還金	四十四地	(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、	千円

ため平成十七年度から令和七年度までの各年度	税の減収補填のため平成十八年度から令和七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる
特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十七年度から令和七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額
四十五平	(2) 略
成十三年	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得
和七年度	
までの各年度	
年度の財	
	千円

ため平成十七年度から令和六年度までの各年度	税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる
特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額
四十五平	(2) 略
成十三年	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得
和六年度	
までの各年度	
年度の財	
	千円

源対策の ため当該 各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	四十六 略 四十七 臨	(1) 略 (7) 略 (8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額	た地方債として総務大臣が指定するものの額
---	----------------	--	----------------------

千円

源対策の ため当該 各年度に おいて発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額	四十六 略 四十七 臨	(1) 略 (7) 略 (8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額	た地方債として総務大臣が指定するものの額
---	----------------	---	----------------------

千円

た 地 方 債 の 額	四 十 八 平	成 二 十 五 年 度 か ら 令 和 七 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 東 日 本 大 震 災 全 国 緊 急 防 災 施 策 等 に 要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額	四 十 九 令	和 元 年 度
	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年	
	千円		千円	

た 地 方 債 の 額	四 十 八 平	成 二 十 五 年 度 か ら 令 和 六 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 東 日 本 大 震 災 全 国 緊 急 防 災 施 策 等 に 要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額	四 十 九 令	和 元 年 度
	(1) 略	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年	
	千円		千円	

地方団	<p>4 4 6 略</p> <p>(測定単位の数値の補正)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。</p>	<p>から令和七年度までの各年度において発行に</p>	<p>度から令和七年度までの各年度において発行に</p>
		<p>七年</p>	<p>ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
		<p>度において</p>	
		<p>て国土強</p>	
		<p>靱化施策</p>	
		<p>に要する</p>	
		<p>費用に充</p>	
		<p>てるため</p>	
		<p>発行につ</p>	
		<p>いて同意</p>	
		<p>又は許可</p>	
		<p>を得た地</p>	
		<p>方債の額</p>	

地方団	<p>4 4 6 略</p> <p>(測定単位の数値の補正)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。</p>	<p>から令和六年度までの各年度において発行に</p>	<p>度から令和六年度までの各年度において発行に</p>
		<p>六年度ま</p>	<p>ついて同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
		<p>度において</p>	
		<p>て国土強</p>	
		<p>靱化施策</p>	
		<p>に要する</p>	
		<p>費用に充</p>	
		<p>てるため</p>	
		<p>発行につ</p>	
		<p>いて同意</p>	
		<p>又は許可</p>	
		<p>を得た地</p>	
		<p>方債の額</p>	

道府県	類	体の種
道府県	類	体の種
一〇 財源対策債償	八 補正予算債償 還費	経費の種類
九 地方税減収補 填償還費	平成十七年度か ら令和七年度ま での各年度にお いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	測定単位
平成十七年度か 種別補正	種別補正	補正の種類

道府県	類	体の種
道府県	類	体の種
一〇 財源対策債償	八 補正予算債償 還費	経費の種類
九 地方税減収補 填償還費	平成十七年度か ら令和六年度ま での各年度にお いて国の補正予 算等に係る事業 費の財源に充て るため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	測定単位
平成十七年度か 種別補正	種別補正	補正の種類

還費	ら令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十一・十二 略	平成二十五年度から令和七年度	種別補正
十三 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施	種別補正

還費	ら令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十一・十二 略	平成二十五年度から令和六年度	種別補正
十三 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十四 国土強靱化 施策償還費	令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施	種別補正

市町村	
<p>八 補正予算償還費</p> <p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>一〇七略</p>
<p>平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

市町村	
<p>八 補正予算償還費</p> <p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>一〇七略</p>
<p>平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

十四 国土強靱化	令和元年度から	種別補正額	を得た地方債の額	十 財源対策債償還費	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
				十一・十二 略	十三 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年 度から令和七 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額

十四 国土強靱化	令和元年度から	種別補正額	を得た地方債の額	十 財源対策債償還費	平成十三年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
				十一・十二 略	十三 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十五年 度から令和六 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額

6
5
12
略

施策債償還費

令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た
地方債の額

(基準財政収入額の算定方法)

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相

6
5
12
略

施策債償還費

令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た
地方債の額

(基準財政収入額の算定方法)

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相

当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額

とする。）、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」と

当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」と

いう。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額

、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別
とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「市町村交付金」という。)の収入見込額の合算額(指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。))及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五

いう。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)

、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別

とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「市町村交付金」という。)の収入見込額の合算額(指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。))及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五

道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県

の額、当該指定市の配当交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額)とする。

道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県
道府県	道府県	道府県

の額、当該指定市の配当交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額)とする。

市町村		
九〇十八略	一・二略 三 軽自動車税	四〇十四略 (削る) 十五 地方揮発油譲与税 十六 特別とん譲与税
	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額 前年度の特別とん譲与税の譲与額

市町村		
九〇十八略	一・二略 三 軽自動車税 1 環境性能割	四〇十四略 十五 環境性能割交付金 十六 地方揮発油譲与税 十七 特別とん譲与税
この号において同じ。)の取得件数 当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数	2 種別割 2 種別割	前年度の環境性能割交付金の交付額 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額 前年度の特別とん譲与税の譲与額

附則	十七 石油ガス 譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
	十八 自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
附則	十九 航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
	二十 森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
附則	二十一 市町村交付金	国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
	交付金	第七條、第八條又は第十條第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(令和八年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から

第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てられた

附則	十八 石油ガス 譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
	十九 自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
附則	二十 航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
	二十一 森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
附則	二十二 市町村交付金	国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
	交付金	第七條、第八條又は第十條第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(令和七年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に四百億円を加算した額から

第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てられた

めの四百五十六億四千六百五十九万六千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則
第四条の二第一項 の規定において令和八年度分の交付税の総
額に加算することとされていた額 百五十四億円

三 令和八年度における借入金に相当する額 二十二兆六千七百七十八

億四千六百四十万八千円

四 令和七年度における借入金に相当する額 二十五兆五千七百七十八

億四千六百四十万八千円

五 令和八年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三

号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係

る利子の支払に充てるため必要な額 三千七百七十二億五千万円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和八年度分の交付税の総

額から減額することとされていた額 千四百十四億五千八百八十二万二千

円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和九年度から令和二十六

年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の

合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から

減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 七百

七十四億八千三百二十一万千円

令和八年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定

2

めの六百八十四億四千四百六十七万七千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則
第四条の二第一項及び第三項の規定において令和七年度分の交付税の総
額に加算することとされていた額 九百二十九億円

三 令和七年度における借入金に相当する額 二十五兆五千七百七十八

億四千六百四十万八千円

四 令和六年度における借入金に相当する額 二十八兆千二百二十二億

九千五百四十万八千円

五 令和七年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三

号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一

時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係

る利子の支払に充てるため必要な額 二千二百七十億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度分の交付税の総

額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八十二万二千

円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和八年度から令和二十六

年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の

合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から

減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額 四千

三百九十三億九百五十万八千円

令和七年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定

2

による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和九年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和九年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和九年度から令和三十一年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三略

3 令和九年度から令和十八年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円

による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和八年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和八年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和八年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三略

3 令和八年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

令和十五年	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

4

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和

二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和九年度から令和二十六年まで間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和九年度にあつては前項の規定による額から千八百八十八億七千九十二万三千円を、令和十年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百八十八億七千九十二万二千円を、令和十三年から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

5

令和九年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額のうち、

4

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和八年度から令和二十六年まで間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和八年度にあつては前項の規定による額から千四百十四億五千八百十八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千三百八十二億四千二百七十二万五千円を、令和十三年から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。

5

令和八年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超え

令和元年度において
交付すべきであった額を超えて交付した額である 四千八百十一億八百七十八万二千元について

、令和九年度から令和十七年度までの各年度
にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十七万八千円を、
令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 令和八年度から令和十一年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

市町村	道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
社会推進費	社会推進費	地域デジタル	人口	一人につき 三三〇円
社会推進費	社会推進費	地域デジタル	人口	一人につき 六三〇円

て交付された額のうち四百四十九億百七十二万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百十一億八百七十八万二千元について、令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 略

(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)

第六条 令和七年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

市町村	道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
社会推進費	社会推進費	地域デジタル	人口	一人につき 五二〇円
社会推進費	社会推進費	地域デジタル	人口	一人につき 七六〇円

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和八年度分及び令和九年度分

の交付税に係る基準

財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から

、令和八年度にあつては地方

交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時

財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）から令和六年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除

した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十八号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和七

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和七年度から令和九年度までの各年度分の交付税に係る基準

の交付税に係る基準

財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、当該額から、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし、令和八年度にあつては令和

六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額

を控除

した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十八号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和七

年度基金費の額」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この条において「令和七年改正法に係る令和八年度控除額」という。)の合算額を控除した額とし、令和九年度にあつては令和七年度基金費の額から令和七年改正法に係る令和八年度控除額を控除した額を控除した額とする。)

(令和八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和八年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。次号において

年度基金費の額」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この条において「令和七年改正法に係る令和八年度控除額」という。)の合算額を控除した額とし、令和九年度にあつては令和七年度基金費の額から令和七年改正法に係る令和八年度控除額を控除した額を控除した額とする。)

(令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。次号において

「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律

第九号。以下この条において「令和八年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二

「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二

十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。次号において「令和七年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号。以下この条において「令和八年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。次号において「令和七年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年

(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法

八 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年

所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行によ

る自動車税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号

る自動車税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として
総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号

、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、令和八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五

、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五

年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和八年度^レの東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(削る)

年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和七年度^レの東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定め

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和八年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和八年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための四百五十六億四千六百五十九万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を
控除した額の百分の九十四に相当する額

とし、令和八年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度

るところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和七年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和七年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和七年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百八十四億四千四百六十七万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び二千四百四十九億三千万千円の合算額を
控除した額の百分の九十四に相当する額に二千二百九億三千万千円を加算

した額とし、令和七年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度

分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和八年度震災復興特別交付税額

の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和八年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和八年度震災復興特別交付税額の一部の令和九年度における交付等)

第十二条 令和八年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和八年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和八年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和八年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和九年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和八年度震災復興特別交付税額の一部を令和九年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和八年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における令和九年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和八年度震災復興特別交付税額の一部

分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二千四百四十九億三千万円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、令和七年度震災復興特別交付税額及び二百四十億円の合算額を加算した額とする。

(令和七年度震災復興特別交付税額の一部の令和八年度における交付等)

第十二条 令和七年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和七年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和七年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和七年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和八年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和七年度震災復興特別交付税額の一部を令和八年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における令和八年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和七年度震災復興特別交付税額の一部

の加算がなかつたものとした場合における令和九年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和八年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和八年度及び令和九年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和八年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額を、令和九年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二

の加算がなかつたものとした場合における令和八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和七年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和七年度及び令和八年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和七年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額を、令和八年度に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二

項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三号第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和八年度及び令和九年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和八年度及び令和九年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和八年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度において交付された額を控除した額」と、令和九年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額のうち令和八年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和八年度及び令和九年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当

項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三号第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和七年度及び令和八年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和七年度及び令和八年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和七年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」と、令和八年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第十五条 令和七年度及び令和八年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当

該を超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和十年年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	九、七五二、〇〇〇円
二 土木費	道路の面積	千平方メートル	一四四、〇〇〇
1 道路橋りよう費			

該を超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和九年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	九、一六一、〇〇〇円
二 土木費	道路の面積	千平方メートル	一三八、〇〇〇
1 道路橋りよう費			

		三 教育費		土木費
	1 小学校費	教職員数	一人につき	六、七七七、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき	六、六七五、〇〇〇
費	3 高等学校	教職員数	一人につき	七、四七九、〇〇〇
	生徒数	一人につき	五四、七〇〇	
4 特別支援 学校費	教職員数	一人につき	六、二五九、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	二、二八二、〇〇〇	
5 その他の 教育費	人口	一人につき	五、一九〇	
	高等専門学 校及び大学 の学生の数	一人につき	二三五、〇〇〇	
の 数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒	一人につき	三三二、四四〇	

		三 教育費		土木費
	1 小学校費	教職員数	一人につき	六、三五六、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき	六、二七一、〇〇〇
費	3 高等学校	教職員数	一人につき	七、〇一九、〇〇〇
	生徒数	一人につき	五二、〇〇〇	
4 特別支援 学校費	教職員数	一人につき	五、九一二、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	二、二〇三、〇〇〇	
5 その他の 教育費	人口	一人につき	二、二四〇	
	高等専門学 校及び大学 の学生の数	一人につき	二三七、〇〇〇	
の 数	私立の学校 の幼児、児 童及び生徒	一人につき	三二七、五四〇	

		四 厚生労働費					
		1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 こども子育て費	5 高齢者保健福祉費	6 労働費
		町村部人口	人口	人口	十八歳以下人口	六十五歳以上人口	人口
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		九、七〇〇	八、三五〇	一五、三〇〇	一〇七、〇〇〇	五九、五〇〇	四八五
五 産業経済費							
	1 農業行政費	農家数					
		一戸につき					
		一二九、〇〇〇					
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積					
		一ヘクタールにつき					
		五、四一〇					
	面積	公有林野の面積					
		一ヘクタール					
		一五、六〇〇					

		四 厚生労働費					
		1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 こども子育て費	5 高齢者保健福祉費	6 労働費
		町村部人口	人口	人口	十八歳以下人口	六十五歳以上人口	人口
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		九、五五〇	七、七四〇	一五、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	五八、七〇〇	四五九
五 産業経済費							
	1 農業行政費	農家数					
		一戸につき					
		一二一、〇〇〇					
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積					
		一ヘクタールにつき					
		五、四一〇					
	面積	公有林野の面積					
		一ヘクタール					
		一五、五〇〇					

八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴税費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
平成六年度 から平成十 つき	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	人口	恩給受給権 者数	世帯数	人口	水産業者数	水産業者数
千円に	千円に	一人に	一人に	一世帯 につき	一人に	一人に	一人に
八〇〇	九五〇	五六三	九〇〇、〇〇〇	六、一一〇	二、一九〇	四〇一、〇〇〇	

八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴税費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
平成五年度 から平成十 つき	災害復旧事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債に 係る元利償 還金	人口	恩給受給権 者数	世帯数	人口	水産業者数	水産業者数
千円に	千円に	一人に	一人に	一世帯 につき	一人に	一人に	一人に
八〇〇	九五〇	七五〇	八四四、〇〇〇	五、八一〇	二、一一〇	三七九、〇〇〇	

年度までの	各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十七年	度から令和	七年度まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	
											千円に	つき											

五

年度までの	各年度にお	いて国の補	正予算等に	係る事業費	の財源に充	てるため発	行を許可さ	れた地方債	に係る元利	償還金	平成十七年	度から令和	六年度まで	の各年度に	おいて国の	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	
											千円に	つき											

三一

九 地方税減収 補填償還費		十 財源対策債 償還費	
地方債の額	地方税の減 収補填のた め平成十八 年度から令 和七年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	平成十七年 度から令和 七年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得	千円に つき
五九		五	

九 地方税減収 補填償還費		十 財源対策債 償還費	
地方債の額	地方税の減 収補填のた め平成十七 年度から令 和六年度ま での各年度 において特 別に発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	平成十七年 度から令和 六年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得	千円に つき
五九		三一	

費	十四 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	償還費	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	和七年度ま	年度から令	平成二十五	千円に	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	四一
																									から令和七

費	十四 国土強靱 化施策債償還	額	た地方債の	は許可を得	いて同意又	め発行につ	に充てるた	要する費用	災施策等に	全国緊急防	日本大震災	において東	での各年度	償還費	十三 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債	和六年度ま	年度から令	平成二十五	千円に	いて特別に	起こすこと	ができるこ	ととされた	地方債の額	四一
																									から令和六

		市町村											
2 港湾費		二 土木費											
		1 道路橋りよう費											
港湾におけ		道路の延長		道路の面積		人口		各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額					
一メートル		一キロ		千平方メートル		一人につき							
三二、二〇〇		一九三、〇〇〇		七六、六〇〇		一三、〇〇〇		円					

		市町村											
2 港湾費		二 土木費											
		1 道路橋りよう費											
港湾におけ		道路の延長		道路の面積		人口		各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額					
一メートル		一キロ		千平方メートル		一人につき							
二九、一〇〇		一八七、〇〇〇		七二、九〇〇		一二、三〇〇		円					

		三 土木費		三 教育費		二 中学校費		三 高等学校費		四 厚生費		一 生活保護費		
		児童数		児童数		生徒数		教職員数		生徒数		市部人口		
		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		
		五三、〇〇〇		五三、〇〇〇		五〇、三〇〇		一一、五六二、〇〇〇		七、二九二、〇〇〇		七七、九〇〇		九、七六〇

		三 土木費		三 教育費		二 中学校費		三 高等学校費		四 厚生費		一 生活保護費		
		児童数		児童数		生徒数		教職員数		生徒数		市部人口		
		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		
		五二、四〇〇		五二、四〇〇		四八、〇〇〇		一一、一〇一、〇〇〇		六、八三二、〇〇〇		七八、三〇〇		九、五五〇

2 戸籍住民 基本台帳費		3 地域振興 費		7 災害復旧費		8 辺地対策事 業債償還費	
戸籍数	世帯数	人口	面積	災害復旧事 業費の財源	に充てるた め発行につ き	辺地対策事 業費の財源	に充てるた め発行につ き
一籍に つき	一世帯 につき	一人に つき	一平方 キロメ ートル	千円に つき		千円に つき	
一、二六〇	二、二八〇	二、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	九五〇		八〇〇	

2 戸籍住民 基本台帳費		3 地域振興 費		7 災害復旧費		8 辺地対策事 業債償還費	
戸籍数	世帯数	人口	面積	災害復旧事 業費の財源	に充てるた め発行につ き	辺地対策事 業費の財源	に充てるた め発行につ き
一籍に つき	一世帯 につき	一人に つき	一平方 キロメ ートル	千円に つき		千円に つき	
一、一七〇	二、二四〇	一、九六〇	一、〇三〇、〇〇〇	九五〇		八〇〇	

十一 財源対策 債償還費	平成十三年 度から令和 七年度まで	の額	得た地方債	又は許可を	ついで同意	別に発行に	において特	での各年度	和七年度ま	年度から令	め平成十七	年度から令	補填債償還費	地方税減収	地方債の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	四
																								千円に

十一 財源対策 債償還費	平成十三年 度から令和 六年度まで	の額	得た地方債	又は許可を	ついで同意	別に発行に	において特	での各年度	和六年度ま	年度から令	め平成十七	年度から令	補填債償還費	地方税減収	地方債の減	地方債の額	許可を得た	て同意又は	発行につい	充てるため	費の財源に	に係る事業	補正予算等	三
																								千円に

十三 臨時財政 対策債償還費	地方債の額 臨時財政対 策のため平 成十七年度 から令和六 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ ととされた 地方債の額	千円に つき	四四	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	地方債の額 平成二十五 年度から令 和七年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ	千円に つき	五二

十三 臨時財政 対策債償還費	地方債の額 臨時財政対 策のため平 成十七年度 から令和六 年度までの 各年度にお いて特別に 起こすこと ができるこ ととされた 地方債の額	千円に つき	三九	十四 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	地方債の額 平成二十五 年度から令 和六年度ま での各年度 において東 日本大震災 全国緊急防 災施策等に 要する費用 に充てるた め発行につ	千円に つき	五二

市町村		
面積	人口	面積
つき メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに	つき メートルに
二、二九八、〇〇〇	二二、四〇〇	一、〇八四、〇〇〇
	円	

市町村		
面積	人口	面積
つき メートルに	一人につき 一平方キロ メートルに	つき メートルに
二、一九〇、〇〇〇	二〇、九〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	円	

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和八年度から令和三十年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和八年度にあつては二十二兆六千百七十八億四千六百四十万八千円を、令和九年度及び令和十年度

第四条 交付税特別会計において、令和七年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和七年度にあつては二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円を、令和八年度から令和十年度までの各

にあつては二十二兆六千六百七十八億四千六百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十兆九千七百七十八億四千六百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

にあつては二十五兆五千七百七十八億四千六百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十三兆千七百七十八億四千六百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

年 度	控 除 額
令和八年度	七千億円
令和九年度	八千億円
令和十年度	九千億円

2・3 略

2・3 略

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 令和八年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 令和八年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から同項第四号に掲げる額のうち七千億円並びに同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和九年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和九年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和九年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和十年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度から令和十八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十九年度から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

第五条 令和七年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 令和七年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額から

同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

2 令和八年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和八年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和八年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

- 二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百八十八億七千九百九十二万三千円
- 三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百八十八億七千九百九十二万二千円

四 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

- 2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百三十条の二第

年 度	金 額
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

- 二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和八年度分の交付税の総額から減額する金額 千四百十四億五千八百八十八万二千円
- 三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千三百八十二億四千二百七十二万五千円

四 略

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

- 2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百三十条の二第

三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 令和八年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 略

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金金は、交付税特別会計の歳入とする。

第十二条の三 略

三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 略

第十二条の三 略

(財政投融资特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の四 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融资特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案

現行

附則

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十三条 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

附則

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

（個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例）

（削る）

第三十三条 地方公共団体は、平成六年度及び平成七年度に限り、地方税法

等の一部を改正する法律（平成六年法律第百一十一号。次条第一項及び第三十三條の四第一項において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における

消費税の収入の減少に伴う都道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により起こすことができる当該各年度の地方債の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 旧地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二 租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町村に対して譲与すべき消費譲与税の額の減少による当該地方公共団体の当該各年度の消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところにより算定した額

(情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十四 略

(情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十四 略

(サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十五 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。)は、当分の間、次項各号に掲げる公営企業(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する

公営企業に限る。以下この項及び次項において同じ。）について次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、当該公営企業の全部又は一部を廃止しようとするときは、特定経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該地域の地理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

2 | 前項に規定する特定経費とは、次の各号に掲げる公営企業の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業 当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要があると認められる経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業 当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

3 | 地方公共団体は、第一項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並

びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

4 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

5 第三項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第二項各号に掲げる公営企業の経営の現況及び将来の見通し並びに第一項各号のいずれかに該当すると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7 総務大臣は、第三項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

8 第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 当分の間、第五条の三第十項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 平成二十八年度における第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、

第三十三條の五の七第二項並びに第三十三條の八第一項」とする。

2 | 平成二十九年度から令和七年度までにおける第五條の三第三項及び第十項の規定の適用については、同條第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三條の八第一項若しくは」と、同條第十項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三條の八第一項」とする。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

※ 「現行」は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十二条による改正後のもの

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項第一号及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）</p> <p>より減少すること、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行による軽油引取税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第二号並びに第三条の二第一項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第百四十五条第一号に規定する自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第三号並びに第三条の三第一</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項 及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）並びに同法附則第五条の八及び第五条の十二の規定による控除（同項及び第三条の二において「定額減税」という。）を行うことにより減少すること</p>

項及び第二項において「自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第四号及び第三条の四において「軽自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行による地方揮発油税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第五号及び第三条の五において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一 個人住民税減収補填特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

二 軽油引取税減収補填特例交付金（軽油引取税当分の間税率の廃止による軽油引取税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交

に伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 略

2 地方特例交付金の種類は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付

金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び定額減税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収額を埋めるために令和六年度及び令和七年度において交付する交付金を

付金をいう。以下同じ。）

三 自動車税減収補填特例交付金（自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

四 軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

五 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方揮発油税当分の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一 次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額

二 第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額

三 第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額

四 第三条の四第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額

五 第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合算額とする。

一 次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額

二 第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収

いう。以下同じ。）とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額（令和六年度及び令和七年度にあつては、当該住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に当該各年度における第三条の二第一項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額（令和六年度及び令和七年度にあつては、当該額に当該各年度において第三条の二第二項の規定により交付すべき定額減税減収補填特例交付金の額を加算した額）とする。

補填特例交付金の額

三 第三条の第三第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額

四 第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額

五 第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

(個人住民税減収補填特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の

総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「個人住民税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額は、個人住民税減収補填特例交付

金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及

び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とす

(住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例

交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額は、住宅借入金等特別税額控除減

収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及

び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（各都道府県にあつては当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とす

る。

(軽油引取税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 毎年度分として交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の軽油引取税の軽油引取税当分の間税率の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「軽油引取税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、軽油引取税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の軽油引取税減収見込額(軽油引取税当分の間税率の廃止による当該年度分の軽油引取税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(以下この項及び次項において「各都道府県按分額」という。)とする。ただし、指定市(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。)を包括する都道府県にあつては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 毎年度分として各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第四百四十四条の六十第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に、総務省令で定めるところにより、当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積(同項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同

る。

(定額減税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 令和六年度分及び令和七年度分として交付すべき定額減税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該各年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項において「定額減税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補填特例交付金の額は、定額減税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の定額減税見込額(各都道府県にあつては当該各年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあつては当該各年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する定額減税の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

じ。)を当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額とする。

(自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の三 毎年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額(自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(次項各号において「各都道府県按分額」という。)から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 毎年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額(指定市にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額)とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の四・八五に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面

積により按分した額

- 二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の三十・二五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の延長及び面積のうちを占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額
- 四 前項各号の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

（軽自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の四 毎年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の軽自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の軽自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額）

第三条の五 毎年度分として交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の地方揮発油譲与税の地方揮発油税当分の間税率の廃止による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額は、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税減収見込額（地方揮発油税当分の間税率の廃止による当該年度分の地方揮発油譲与税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額に当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額の前年度

金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、前年度の当該地方公共団体に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該地方公共団体に対する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額に当該年度の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額の前年度の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額の合算額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額

一 都道府県 前年度の当該都道府県に対する軽油引取税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 指定市 前年度の当該指定市に対する軽油引取税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該指定市に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の

の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

九月	<p>軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額</p> <p>三 指定市以外の市町村 前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額</p>
----	--

(削る)

九月	<p>当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額</p>
----	--

2

令和六年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中

「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「地方特例交付金の総額に」と、「得た額」とあるのは「得た額に」とあるのは「地方特例交付金の総額に」と、「得た額」とあるのは「得た額に、個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の納税義務者数等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額」とし、令和七年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額に、前年度の当該地方公共団体に対する定額減税減収補填特例交付金の額に当該年度の第三条の二第一項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税

地方特例交付金等の地方財政の特
別措置に関する法律（平成十一年

法律第十七号）第二条第二項第一

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七

十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百

	<p>号に規定する個人住民税減収補填特例交付金（以下この項において「個人住民税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金（以下この項において「軽油引取税減収補填特例交付金」という。）の百分の七十五の額、当該道府県の特例第三号に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「自動車税減収補填特例交付金」という。）の百分の七十五の額、当該道府県の特例第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（以下この項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」という。）の額、当該道府県の特別法人事業譲与税</p>
<p>当該市町村の地方揮発油譲与税</p>	<p>当該市町村の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車税減収補</p>
	<p>分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。</p>

	<p>当該指定市の地方揮発油譲与税</p>
<p> 填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「軽自動車税減収補填特例交付金」という。）の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該市町村の地方揮発油譲与税 </p>	<p> 当該指定市の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の軽自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該指定市の地方揮発油譲与税 </p>

2

各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準
財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の
適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「	十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
とあるのは		

2

各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準
財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の
適用については、当分の間、同項の表道府県の項中

「	十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
とあるのは		

「	十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
とあるのは		
十一の二 地方 特例交付金		当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号。以下この表において「特例交付金法」と いう。）第三条第二項の規定により算定した特 例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人 住民税減収補填特例交付金の額
1 個人住民 税減収補填 特例交付金		当該年度について特例交付金法第三条の二第二 項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例 交付金の額
2 軽油引取 税減収補填 特例交付金		当該年度について特例交付金法第三条の二第二 項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例 交付金の額
3 自動車税 特例交付金		当該年度について特例交付金法第三条の三第二 項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例 交付金の額

「	十一 市町村た ばこ税都道府 県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町 村たばこ税の課税標準数量等
とあるのは		
十一の二 地方 特例交付金		当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十 七号）第二条第四項の規定により算定した同条 第一項に規定する地方特例交付金（市町村の項 第十五号の二において「地方特例交付金」とい う。）の額

減収補填特 例交付金 4 地方揮発 油譲与税減 収補填特例 交付金	項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第三号に規定する自動車税減収補填特例交 付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の五第二 項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補 填特例交付金の額
と、同表市町村の項中 「 十四 軽油引取 税交付金	とあるのは 前年度の軽油引取税交付金の交付額
「 十四 軽油引取 税交付金 十四の二 地方 特例交付金 1 個人住民 税減収補填 特例交付金 2 軽油引取 税減収補填 特例交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額 当該年度について特例交付金法第三条第二項の 規定により算定した特例交付金法第二条第二項 第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付 金の額 当該年度について特例交付金法第三条の二第三 項の規定により算定した特例交付金法第二条第 二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例 交付金の額
と、同項の表市町村の項中 「 十五 環境性能 割交付金	とあるのは 前年度の環境性能割交付金の交付額
「 十五 環境性能 割交付金 十五の二 地方 特例交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額 当該年度について地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律第二条第四項の規定に より算定した地方特例交付金の額

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	略	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）
事務	略	<p>一・二 略</p> <p>三 第三十三條の五の十五第三項の規定により、当分の間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>四 第三十三條の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>五 第三十三條の八第一項の規定により、平成十八年度から令和七年度 までの間、都道府県が処</p>

法律	略	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）
事務	略	<p>一・二 略</p> <p>三 第三十三條の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>四 第三十三條の八第一項の規定により、平成十八年度から平成三十七年度までの間、都道府県が処</p>

略	
略	理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

略	
略	理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

改正案	現行
<p>（地方公共団体健全化基金）</p> <p>第四十六条 機構は、地方債の利子（住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による資金の貸付に係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するため、同法第三十三条の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「地方公共団体健全化基金」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の十五第三項」とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（地方公共団体健全化基金）</p> <p>第四十六条 機構は、地方債の利子（住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による資金の貸付に係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するため、同法第三十二条の二の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「地方公共団体健全化基金」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成二十八年度における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>4 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五章の規定の適用に</p>

については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方債の起債の許可の特例）</p> <p>第七条 当分の間、第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方債の起債の許可の特例）</p> <p>第七条 平成二十八年度における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>2 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。</p>